



面会交流援助の案内

FPICルール

健やかな子どもの成長を願って

平成27年4月改定



子どもにとって、お父さんお母さんとは？

父母は子どもを守り、愛してくれる、世界中に一人しかいない大切な存在です
勇気と忍耐をもって困難を乗り越えている姿は、子どもの生き方のモデルです
離婚しても、親子の絆は子どもの生きる支えと希望となります

面会交流とは？

子どもは心の底から父母両方に愛されたいと思っています
面会交流は、離婚後も子どもが両親の愛情を確認できる大切な機会です
親の都合や感情を優先せず、離れて暮らす親に子どもが安心して会えるよう
父母は協力して親の責務を果たしましょう
面会交流と養育費は子どもの健全なところとからだを育てる二大栄養素です

FPICの面会交流援助は

父母が自分たちの力で面会交流を実施できないとき
子どもの立場に立って親子の縁をつなぎとめ
応急手当として行う子ども支援事業です
援助の対象は小学生までとします
父母の希望どおりに援助を行うわけではありません
調停条項等を決める前に、父母には個別に事前相談を行って
援助ができるかどうか協議させていただきます

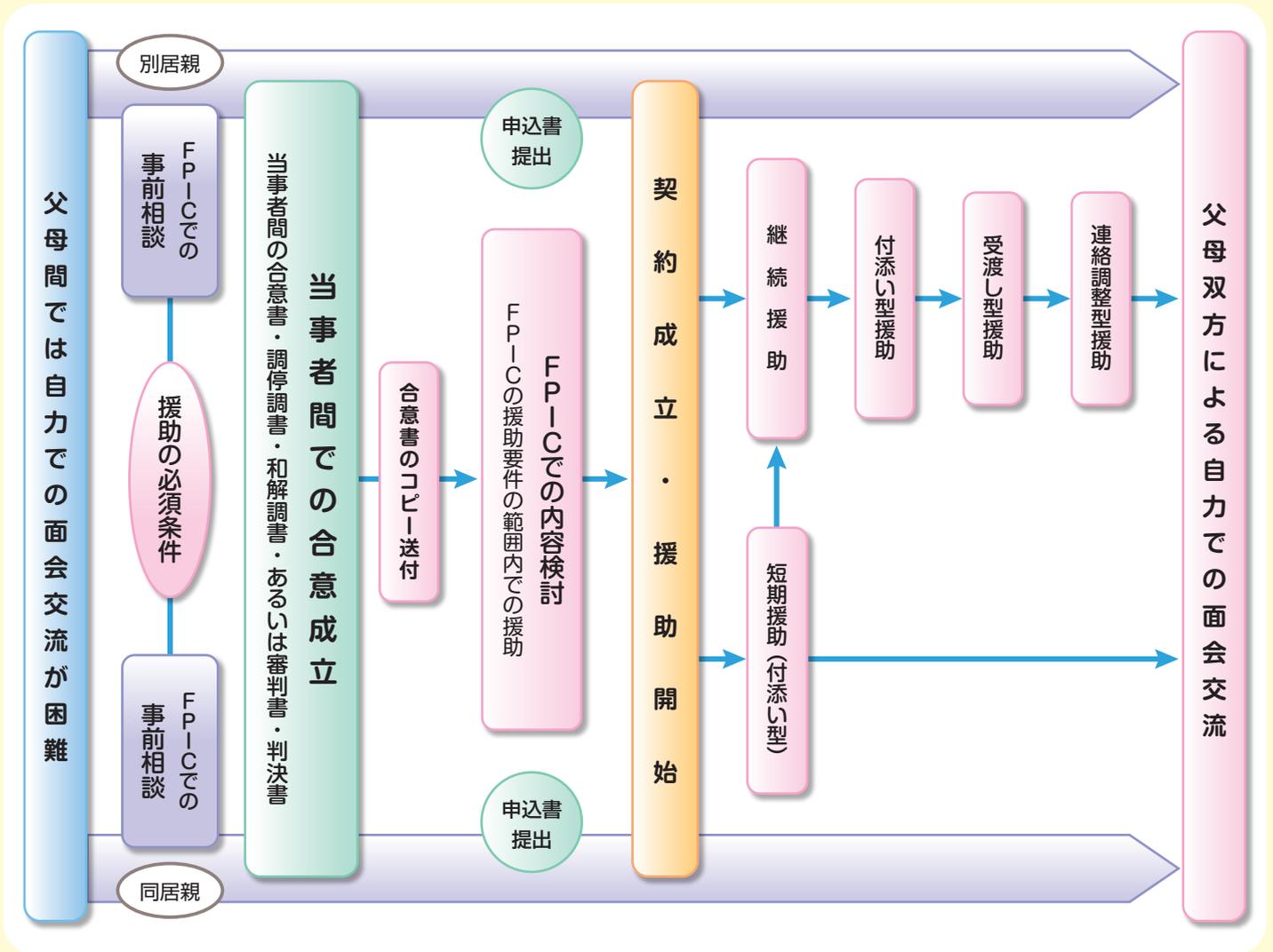
「事前相談」
申込み・
問い合わせ先

受付時間 月曜日～金曜日 AM 10:00～PM 5:00

受付電話 TEL: 03-3971-3741

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階
公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC)

東京ファミリー相談室



FPICの面会交流援助を利用したい父母への指針

面会交流ルール（調停条項等）を決めるときには、相手方、家庭裁判所、弁護士等と協議して次のことを明文化してください。

1 面会交流の頻度、回数

付添い及び受渡しの援助は、月1回が限度です。

2 第三者機関の援助の有無及び付添の有無

事前相談なしに第三者機関の援助を条項に盛り込んだ場合には、援助できるとは限りません。付添い型援助の場合は必ず条項に明記してください。

3 援助担当者の指導・助言の受入れ意思

父母の意見調整が難しいときには、援助者の判断に従っていただきます。

4 費用負担割合

父母で話し合って決めてください。

面会交流は離婚後の父母の協働養育活動ですから、事情が許せば費用は応分に分担し合うのが望ましいと考えています。

援助内容・費用

1 事前相談 相談料 一人 60分 5,000円、90分 7,000円(税金を含む)

合意文書を作成する前に、電話予約の上、FPICにおいてください。

父母や子どもが安心して面会交流できるように、父母個別に援助の内容を説明します。代理人の同席は差し支えありません。必要な場合には子どもにもお会いします。

2 援助の種類・内容

種類	内容
付添い型 (受渡し・連絡調整を含みます)	別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、面会交流の場に援助者が付き添い、子どもの情操の保護などに配慮します。 面会者は別居親に限ります。父母のいずれの自宅も面会場所とはしません。 援助は月1回まで、1回の援助は3時間以内。 初回は1時間程度、原則としてFPIC相談室内の児童室にて行います。 費用 1ケース 1回 15,000～25,000円(税金を含む) 具体的な金額は、子どもの年齢・人数などにより設定します。 その外、子ども・援助者の入園・入館料等の実費、遠距離での外部実施の際の事務所からの交通費は、面会者負担です。複数援助者が必要な場合は5割増とします。
受渡し型 (連絡調整を含みます)	面会交流の際、別居親に子どもを託すことに問題はないが、父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを援助します。面会交流場面には関与しません。日時、場所、面会方法の打合せや調整、面会交流中の緊急連絡には対応します。受渡し場所は、原則として現地です。援助できるのは月1回です。 費用 1ケース 1回 10,000～15,000円(税金を含む) 4時間まで10,000円、7時間まで15,000円。7時間を超える場合は割増。 受渡し場所が事務所から遠距離の場合は、受渡し場所までの交通費は、面会者負担です。
連絡調整型	父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整をします。ただし、連絡調整型からの援助は行いません。 費用 1ケース 1回 3,000円(税金を含む)
短期援助	裁判所内での試行面会ができない場合の例外的援助、あるいは自立の予行演習です。 援助期間を問わず1回1時間程度で2回を限度とし、FPIC相談室内及びその周辺地域において援助者が付添い型で実施します。 費用 1ケース 1回 15,000～25,000円(税金を含む)

3 「面会交流」援助の申込み

申込書の提出 父母とFPICとの三者契約です。第1回実施日まで提出してください。

申込金 年間3回以上援助 1ケース 10,000円(税金を含む)。

2回以下(短期援助を含む)及び連絡調整のみの場合は5,000円(税金を含む)。返金はいたしません。

4 援助期間と更新について

申込書(更新)の提出 継続的援助の契約期間は1年です。父母がともに希望すれば1年単位での更新ができます。更新後は、援助者が特に必要を認めない限りFPICの外部で実施します。

更新後の付添い型の援助は小学校3年生までです。なお、援助の対象は小学生までです。

更新料 付添い型および受渡し型は申込金と同じです。連絡調整型は、5,000円(税金を含む)です。

返金はいたしません。

面会交流を円滑に実施するためのルール

面会交流を子どもが楽しく穏やかに過ごせるように、同居親は子どもに別居親と会うことを伝え、面会の中身は子どもに任せましょう。別居親は子どもに生活の様子を根ほり葉ほり聞いたりせず、笑顔で子どもの気持ちを受け止めましょう。

両親とも、昔のことと相手の悪口は言わないことにしましょう。

1 子ども中心の面会日程の調整

子どものスケジュールや健康状態がわかる同居親は、複数の候補日を提示してください。

その中から別居親と援助者が調整して決めます。

約束した日程は、病気や行事延期などのやむを得ない事情が発生しない限り誠実に実行してください。月1回実施の場合は、一旦決めた日程の変更や振り替えはできません。約束した時間は厳守してください。

2 同居親の参加

面会するのは別居親です。援助者が要請又は許可しない限り、同居親は面会交流の場面には同席しません。

同居親の待機場所は援助者の指示に従ってください。

3 プレゼント

誕生日やクリスマスのプレゼントは援助者を通して事前に相談してください。

面会交流は親子で楽しむ時間です。普段のプレゼントは控えてください。

4 カメラや携帯電話の使用について

子どもが嫌がらなければ、数枚の写真の撮影は差支えありません。

撮った写真を公表したり、裁判等に利用したりしてはいけません。

録画や録音はできません。

面会中に携帯電話等で子どもに外部と通信通話させることはできません。

5 禁酒・禁煙

飲酒や薬物を使用しての面会は厳禁です。

面会中は禁煙です。

6 援助の中止

次のことが発生した場合には、援助を中止し、以後一切の援助はしません。

- ①人や物に対する暴力・暴言・威圧
- ②連去りまたは連去り企図
- ③子どもと同居親の自宅や学校・保育園等の近辺に立ち現れること等。



面会交流援助の案内

FPICルール

健やかな子どもの成長を願って

平成27年4月改定



子どもにとって、お父さんお母さんとは？

父母は子どもを守り、愛してくれる、世界中に一人しかいない大切な存在です
勇気と忍耐をもって困難を乗り越えている姿は、子どもの生き方のモデルです
離婚しても、親子の絆は子どもの生きる支えと希望となります

面会交流とは？

子どもは心の底から父母両方に愛されたいと思っています
面会交流は、離婚後も子どもが両親の愛情を確認できる大切な機会です
親の都合や感情を優先せず、離れて暮らす親に子どもが安心して会えるよう
父母は協力して親の責務を果たしましょう
面会交流と養育費は子どもの健全なところとからだを育てる二大栄養素です

FPICの面会交流援助は

父母が自分たちの力で面会交流を実施できないとき
子どもの立場に立って親子の縁をつなぎとめ
応急手当として行う子ども支援事業です
援助の対象は小学生までとします
父母の希望どおりに援助を行うわけではありません
調停条項等を決める前に、父母には個別に事前相談を行って
援助ができるかどうか協議させていただきます

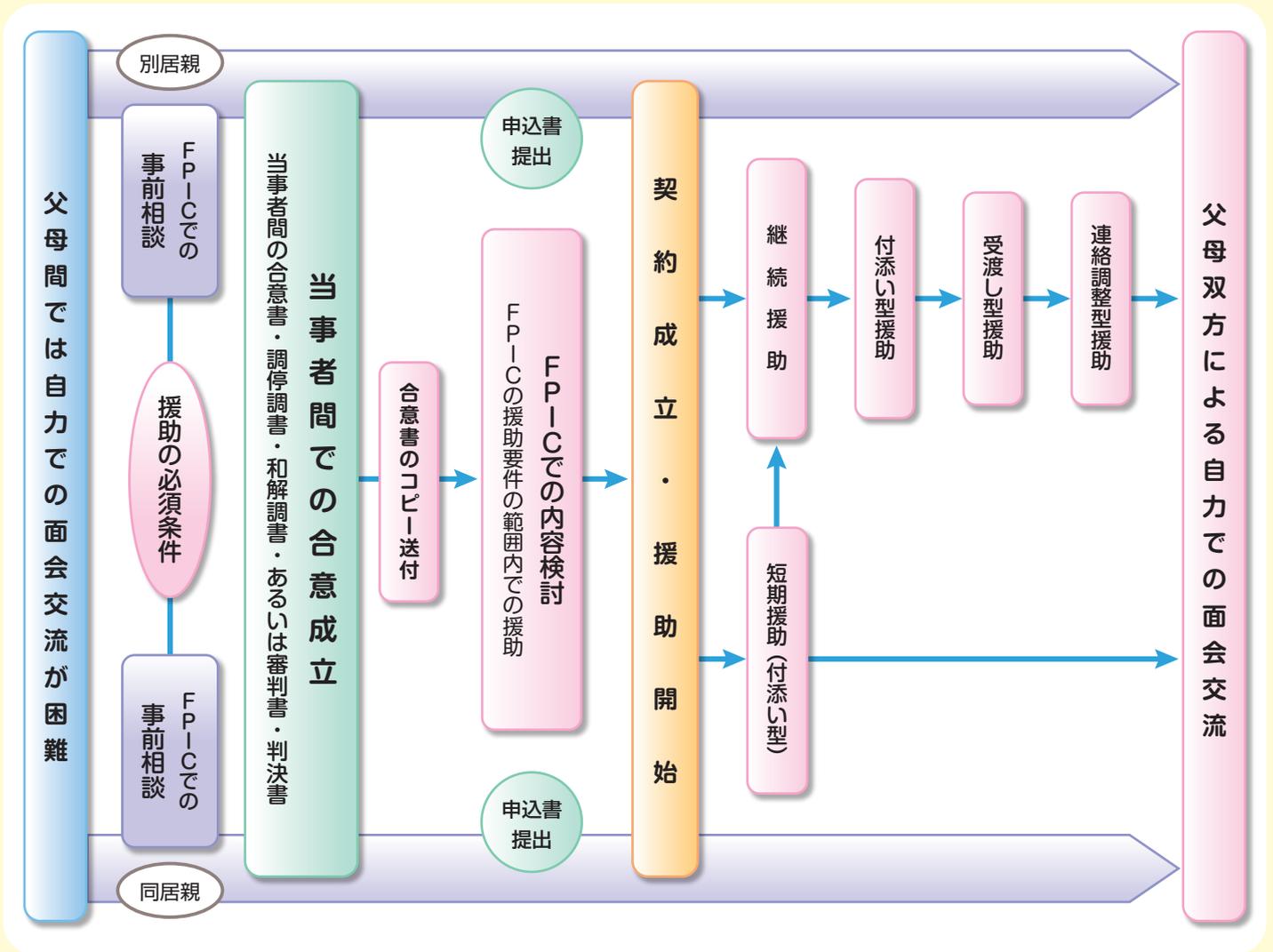
「事前相談」
申込み・
問い合わせ先

受付時間 月曜日～金曜日 AM 10:00～PM 5:00

受付電話 TEL: 045-226-3657

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1-9 エトアール吉浜405号室
公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC)

横浜ファミリー相談室



FPICの面会交流援助を利用したい父母への指針

面会交流ルール（調停条項等）を決めるときには、相手方、家庭裁判所、弁護士等と協議して次のことを明文化してください。

1 面会交流の頻度、回数

付添い及び受渡しの援助は、月1回が限度です。

2 第三者機関の援助の有無及び付添の有無

事前相談なしに第三者機関の援助を条項に盛り込んだ場合には、援助できるとは限りません。
付添い型援助の場合は必ず条項に明記してください。

3 援助担当者の指導・助言の受入れ意思

父母の意見調整が難しいときには、援助者の判断に従っていただきます。

4 費用負担割合

父母で話し合って決めてください。

面会交流は離婚後の父母の協働養育活動ですから、事情が許せば費用は応分に分担し合うのが望ましいと考えています。

援助内容・費用

1 事前相談 相談料 一人 60分 5,000円、90分 7,000円(税金を含む)

合意文書を作成する前に、電話予約の上、FPICにおいてください。
父母や子どもが安心して面会交流できるように、父母個別に援助の内容を説明します。代理人の同席は差し支えありません。必要な場合には子どもにもお会いします。

2 援助の種類・内容

種類	内容
付添い型 (受渡し・連絡調整を含みます)	別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、面会交流の場に援助者が付き添い、子どもの情操の保護などに配慮します。 面会者は別居親に限ります。父母のいずれの自宅も面会場所とはしません。 援助は月1回まで、1回の援助は3時間以内。 初回は1時間程度、原則としてFPIC相談室内の児童室にて行います。 費用 1ケース 1回 15,000～25,000円(税金を含む) 具体的な金額は、子どもの年齢・人数などにより設定します。 その外、子ども・援助者の入園・入館料等の実費、遠距離での外部実施の際の事務所からの交通費は、面会者負担です。複数援助者が必要な場合は5割増とします。
受渡し型 (連絡調整を含みます)	面会交流の際、別居親に子どもを託すことに問題はないが、父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを援助します。面会交流場面には関与しません。日時、場所、面会方法の打合せや調整、面会交流中の緊急連絡には対応します。受渡し場所は、原則として現地です。援助できるのは月1回です。 費用 1ケース 1回 10,000～15,000円(税金を含む) 4時間まで10,000円、7時間まで15,000円。7時間を超える場合は割増。 受渡し場所が事務所から遠距離の場合は、受渡し場所までの交通費は、面会者負担です。
連絡調整型	父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整をします。ただし、連絡調整型からの援助は行いません。 費用 1ケース 1回 3,000円(税金を含む)
短期援助	裁判所内での試行面会ができない場合の例外的援助、あるいは自立の予行演習です。 援助期間を問わず1回1時間程度で2回を限度とし、FPIC相談室内及びその周辺地域において援助者が付添い型で実施します。 費用 1ケース 1回 15,000～25,000円(税金を含む)

3 「面会交流」援助の申込み

申込書の提出 父母とFPICとの三者契約です。第1回実施日までに提出してください。

申込金 年間3回以上援助 1ケース 10,000円(税金を含む)。
2回以下(短期援助を含む)及び連絡調整のみの場合は5,000円(税金を含む)。返金はいたしません。

4 援助期間と更新について

申込書(更新)の提出 継続的援助の契約期間は1年です。父母がともに希望すれば1年単位での更新ができます。更新後は、援助者が特に必要を認めない限りFPICの外部で実施します。
更新後の付添い型の援助は小学校3年生までです。なお、援助の対象は小学生までです。

更新料 付添い型および受渡し型は申込金と同じです。連絡調整型は、5,000円(税金を含む)です。
返金はいたしません。

面会交流を円滑に実施するためのルール

面会交流を子どもが楽しく穏やかに過ごせるように、同居親は子どもに別居親と会うことを伝え、面会の中身は子どもに任せましょう。別居親は子どもに生活の様子を根ほり葉ほり聞いたりせず、笑顔で子どもの気持ちを受け止めましょう。

両親とも、昔のことと相手の悪口は言わないことにしましょう。

1 子ども中心の面会日程の調整

子どものスケジュールや健康状態がわかる同居親は、複数の候補日を提示してください。

その中から別居親と援助者が調整して決めます。

約束した日程は、病気や行事延期などのやむを得ない事情が発生しない限り誠実に実行してください。月1回実施の場合は、一旦決めた日程の変更や振り替えはできません。約束した時間は厳守してください。

2 同居親の参加

面会するのは別居親です。援助者が要請又は許可しない限り、同居親は面会交流の場面には同席しません。

同居親の待機場所は援助者の指示に従ってください。

3 プレゼント

誕生日やクリスマスのプレゼントは援助者を通して事前に相談してください。

面会交流は親子で楽しむ時間です。普段のプレゼントは控えてください。

4 カメラや携帯電話の使用について

子どもが嫌がらなければ、数枚の写真の撮影は差支えありません。

撮った写真を公表したり、裁判等に利用したりしてはいけません。

録画や録音はできません。

面会中に携帯電話等で子どもに外部と通信通話させることはできません。

5 禁酒・禁煙

飲酒や薬物を使用しての面会は厳禁です。

面会中は禁煙です。

6 援助の中止

次のことが発生した場合には、援助を中止し、以後一切の援助はしません。

- ①人や物に対する暴力・暴言・威圧
- ②連去りまたは連去り企図
- ③子どもと同居親の自宅や学校・保育園等の近辺に立ち現れること等。